

【別紙】

十日町市建設工事業者選定要綱 別表第1 「業者選定標準表」の改正内容

※見え消し部分=現行内容、赤字部分=改正後内容

土木一式工事	建築一式工事	電気工事・管工事	舗装工事
3,000 万円以上 4,000 万円以上 A B級業者	1,000 万円以上 1,300 万円以上 A B級業者	700 万円以上 900 万円以上 A B級業者	ランクによる 制限なし
3,000 万円未満 4,000 万円未満 1,500 万円以上 2,000 万円以上 B C級業者	1,000 万円未満 1,300 万円未満 700 万円以上 900 万円以上 A B C級業者		
1,500 万円未満 2,000 万円未満 700 万円以上 900 万円以上 B C D級業者	700 万円未満 900 万円未満 300 万円以上 400 万円以上 B C D級業者	700 万円未満 900 万円未満 300 万円以上 400 万円以上 A B C級業者	
700 万円未満 900 万円未満 130 万円超 200 万円超 C D級業者	300 万円未満 400 万円未満 130 万円超 200 万円超 C D級業者	300 万円未満 400 万円未満 130 万円超 200 万円超 B C級業者	

改正後の規定は、12月1日以後に公告する建設工事の入札について適用し、同日前に公告した建設工事の入札については、なお従前の例によります。